樹木採取者公募の公示

令和８年７月２１日

酒田河川国道事務所長　高橋　朋昭

次のとおり、「酒田河川国道事務所公募型樹木採取」に係る採取者を募集します。

１．公募名称：酒田河川国道事務所管内河川区域内樹木採取

２．公募内容：河川敷支障木伐採・搬出（採取区域等は別紙のとおり）

※河川区域内の樹木について、公募により希望者に伐採していただき、その伐採木を無償で持ち帰っていただくことにより、伐採費用の縮減と伐採木の有効利用を図っていくものです。

３．採取時期

令和８年９月１日から令和９年２月２６日まで【予定】

※ただし、生物等の生育環境保全のため、採取が制限される期間があります。

４．採取場所

《飽海出張所管内》

・山形県東田川郡庄内町荒鍋地区の河川敷

・山形県東田川郡庄内町狩川地区の河川敷

《赤川出張所管内》

・山形県鶴岡市西片屋地区の河川敷

・山形県鶴岡市勝福寺地区の河川敷

５．公募に参加する者に必要な資格及び条件等

①　過去３年間に許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者でないこと。

②　公募期間中において、予算決算及び会計令第７０条又は第７１条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者でないこと。

③　公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

④　直近１年間の税を滞納している者でないこと。

⑤　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

６．手続き等

①提出書類

公募説明書に添付の応募様式を期限までに提出してください。（郵送可、期限必着）

②提出期限

令和８年１２月２５日まで

受付時間：９：００～１７：００（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日）

※第１回締切：令和８年８月３日　　それ以降は各回締切まで
※予定に達した時点で公募は終了となります。その際はホームページでお知らせしますのでご確認ください。

③提出・問い合わせ先

【本制度に関すること】

東北地方整備局　酒田河川国道事務所　河川管理課　河川管理係
〒998-0011　山形県酒田市上安町一丁目２－１
電話　０２３４－２７－３４９７(課直通)

【提出先･本樹木採取に関すること】

《飽海出張所》　〒999-6811　酒田市柏谷沢字内山４０－１
電話　０２３４－５７－２０７７

《赤川出張所》　〒997-0011　鶴岡市宝田２－３－５５
電話　０２３５－２３－２０３２

７．許可手続

本樹木採取に選定された者は、当該樹木の採取にあたり、河川法第２５条（土石等の採取の許可）に係る同法施行規則第１３条第１項に定める申請の必要があります。

８．採取者の選定方法

提出された応募書類を基に、採取可能最大区画数、採取に関する計画及び採取を実施する工程などから見た採取の効果等を総合的に評価（採取計画・実施項目・実施工程・過去の応募実績等・実効性・安全対策等・地域性）し、優れた者を選定者とします。

なお、選定にあたっては、必要な情報収集あるいは履行の確実性の確認等のために、必要に応じて応募者にヒアリング等実施する場合があります。

また、審査は１ヶ月毎に実施し、その都度選定通知します。

審査の結果、複数の応募者間で明確な差がないと判断された場合には、該当する応募者の中から抽選により選定します。

９．その他

①手続きにおいて使用する言語は日本語に限ります。
②関連情報を入手するための照会窓口は上記６の③に同じです。
③応募に要する費用は、応募者側の負担とします。
④提出された応募書類は、当該応募者に無断で他の目的への使用はしません。
⑤応募書類に虚偽の記載を行った場合は、当該応募を無効にします。
⑥その他の詳細は公募説明書のとおりです。